

犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第20条第2項の規定により、道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及び道路等に占用物件を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計、施設整備及び施設管理上配慮すべき事項を示し、その取組を促すものである。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況及び地域住民等の要望を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令、立地条件や建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 個別事項

1 道路

(1) 歩車道の分離

児童等の連れ去りやひったくり被害の防止を図るため、道路の構造、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレール、歩道柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

道路に植栽を行う場合は、樹木の種類及び配置を考慮するとともに、道路の見通しを妨げないように下枝等のせん定・伐採を行うこと。また、工作物等を設置する場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置すること。

(3) 照度の確保

防犯灯（注1）及び道路照明灯（注2）を設置するに当たっては、これらを適切に設置することにより、夜間及び地下道において人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保すること。

注1：「防犯灯」とは、防犯を目的とした照明灯であり、道路法に規定する道路の付属物ではない。

注2：「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注3：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(4) 防犯設備の設置

地下道などの犯罪発生の危険性が高い場所には、必要に応じて防犯ベル、赤色灯、防犯カメラ等を設置し、それらを設置した位置をわかりやすく明示すること。

2 公園

(1) 見通しの確保

公園内の植栽については、樹木の種類及び配置を考慮するとともに、下枝等のせん定を行い、周囲からの見通しを確保すること。また、囲障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵などにすること。

(2) 遊具の配置

遊具の選定や設置を考慮し、周辺からの見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

公園内には必要に応じて、防犯ベル等を設置すること。

(5) 公園内便所の配置等

周辺の道路、住宅等からの見通しが確保された場所に設置し、便所の建物には複数の入口を設けること。

建物の入口付近及び内部は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注4）を確保すること。

犯罪発生の危険性が高い便所の各個室等必要な場所には、防犯ベル等を設置すること。

注4：「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

3 自動車駐車場

(1) 周囲との区分等

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し、周囲と区画すること。可能であれば出入口には、自動ゲート管理システムの設置、又は管理人の配置等により車両の出入りの管理を行うこと。

(2) 見通しの確保

見通しが悪く死角が多い箇所に、必要に応じて、ミラー等を設置すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、照明設備を設置することにより、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。屋外の駐車場については、照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

(4) 防犯設備の設置等

周囲からの見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置すること。

(5) エレベーター

立体式駐車場においてエレベーターを設置する場合は、エレベーターホールからかご内を見通すことができる構造のものとすること。エレベーターのかご内は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保するとともに、防犯カメラを設置すること。

(6) 広報

自動車駐車場の設置者又は管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「かぎ掛け」の励行など防犯のための広報を実施すること。

4 自転車等駐車場（駐輪場）

(1) 周囲との区分

外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置し、周囲と区画すること。

(2) 見通しの確保

見通しが悪く死角が多い箇所に、必要に応じて、ミラー等を設置すること。

(3) 照度の確保

照明設備を設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

(4) 盗難防止措置

自転車等駐車場内には、チェーン用バーラック（注5）等施錠のための設備の設置など自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置をとること。

〔注5：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。〕

(5) 広報

自転車等駐車場の設置者又は管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「かぎ掛け」の励行など防犯のための広報を実施すること。